

目次

○ 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）（抄）（第一条関係）	1
○ 職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）（抄）（第二条関係）	19
○ 雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）（抄）（第三条関係）	23
○ 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令（昭和四十七年労働省令第九号）（抄）（第四条関係）	27
○ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）（抄）（第五条関係）	29
○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第五十七号）（抄）（第六条関係）	30

改正案	現行
<p>（法第十六条第一項の厚生労働省令で定める率）</p> <p>第二十八条の三 法第十六条第一項の厚生労働省令で定める率は、百分の八十から第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率を減じた率とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第十七条第一項に規定する賃金日額（<u>四千九百二十円以上一万二千九十円以下のもの</u>）（その額が法第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に限る。）から<u>四千九百二十円</u>（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この号において同じ。）を減じた額を<u>一万二千九十円</u>（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額。）から<u>四千九百二十円</u>を減じた額で除して得た率</p> <p>2 受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>第十六条第一項</u>」とあるのは「<u>第十六条第二項</u>の規定により読み替えて適用する同条第一項」と、「減じた率」とあるのは「<u>減じた率</u>（当該率を法第十七条第一項に規定する賃金日額（以下この項において「賃金日額」という。）に乘じて得た金額が百分の五を賃金日額に乘じて得た金額</p>	<p>（法第十六条第一項の厚生労働省令で定める率）</p> <p>第二十八条の三 法第十六条第一項の厚生労働省令で定める率は、百分の八十から第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率を減じた率とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第十七条第一項に規定する賃金日額（<u>四千六百四十円以上一万千七百四十円以下のもの</u>）（その額が法第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に限る。）から<u>四千六百四十円</u>（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この号において同じ。）を減じた額を<u>一万千七百四十円</u>（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額。）から<u>四千六百四十円</u>を減じた額で除して得た率</p> <p>2 受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>第十六条第一項</u>」とあるのは「<u>第十六条第二項</u>の規定により読み替えて適用する同条第一項」と、「減じた率」とあるのは「<u>減じた率</u>（当該率を法第十七条第一項に規定する賃金日額（以下この項において「賃金日額」という。）に乘じて得た金額が百分の五を賃金日額に乘じて得た金額</p>

に百分の四十を一万八百八十円（その額が法第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この項において同じ。）に乘じて得た金額を加えた金額を超える場合は、当該金額を当該賃金日額で除して得た率」と、「百分の三十」とあるのは「百分の三十五」と、「法第十七条第一項に規定する賃金日額」とあるのは「賃金日額」と、「一万二千九十円」とあるのは「一万八百八十円」とする。

（最低賃金日額の算定方法）

第二十八条の五 法第十八条第三項に規定する最低賃金日額は、同条第一項及び第二項の規定により変更された自動変更対象額が適用される年度の四月一日に効力を有する最低賃金法（昭和三十四年法律第三百十七号）第九条第一項に規定する地域別最低賃金の額について、一定の地域ごとの額を労働者の人数により加重平均して算定した額に二十を乗じて得た額を七で除して得た額とする。

（法第二十三条第二項第二号の厚生労働省令で定める理由）

第三十六条 法第二十三条第二項第二号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。

一 三 （略）

四 次のいずれかに予期し得ず該当することとなつたこと。

イ 離職の日の属する月以後六月のうちいずれかの月に支払われる

賃金（最低賃金法第二条第三号に規定する賃金（同法第四条第三

に百分の四十を一万五百七十円（その額が法第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この項において同じ。）に乘じて得た金額を加えた金額を超える場合は、当該金額を当該賃金日額で除して得た率」と、「百分の三十」とあるのは「百分の三十五」と、「法第十七条第一項に規定する賃金日額」とあるのは「賃金日額」と、「一万千七百四十円」とあるのは「一万五百七十円」とする。

（新設）

（法第二十三条第二項第二号の厚生労働省令で定める理由）

第三十六条 法第二十三条第二項第二号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。

一 三 （略）

四 次のいずれかに予期し得ず該当することとなつたこと。

イ 離職の日の属する月以後六月のうちいずれかの月に支払われる

賃金（最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）第二条第三

項第一号及び第二号に掲げる賃金並びに歩合によつて支払われる賃金を除く。)をいう。以下この号において同じ。)の額が当該月の前六月のうちいずれかの月の賃金の額に百分の八十五を乗じて得た額を下回ると見込まれることとなつたこと。

ロ (略)

五〇十一 (略)

(法第二十四条の二第一項の厚生労働省令で定める者)

第三十八条の二 法第二十四条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、第十九条の二第一号に掲げる理由により離職した者とする。

(法第二十四条の二第一項の厚生労働省令で定める基準)

第三十八条の三 法第二十四条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、受給資格者が次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 特に誠実かつ熱心に求職活動を行つているにもかかわらず、法第二十二條第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる日までに職業に就くことができる見込みがなく、かつ、特に職業指導その他再就職の援助を行う必要があると認められること。

二 当該受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける

号に規定する賃金(同法第四条第三項第一号及び第二号に掲げる賃金並びに歩合によつて支払われる賃金を除く。)をいう。以下この号において同じ。)の額が当該月の前六月のうちいずれかの月の賃金の額に百分の八十五を乗じて得た額を下回ると見込まれることとなつたこと。

ロ (略)

五〇十一 (略)

(新設)

(新設)

こと及び公共職業安定所が行う再就職を指導するために必要な職業指導を受けることを拒んだことがないこと。

(法第二十四条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める基準)

第三十八条の四 法第二十四条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める基準は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 難治性疾患を有するものであること。
- 二 発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)第二条に規定する発達障害者(以下「発達障害者」という。)であること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障害者であること。

(法第二十四条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める災害)

第三十八条の五 法第二十四条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める災害は、次のとおりとする。

- 一 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)第二条の規定により激甚災害として政令で指定された災害

- 二 災害救助法(昭和二十二年法律第一百十八号)に基づく救助が行われた災害

- 三 前号に掲げる災害に準ずる災害として職業安定局長が定める災害

(新設)

(新設)

(法第二十四条の二第一項に規定する給付日数の延長の通知)

第三十八条の六 管轄公共職業安定所の長は、法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により受給資格者に対して基本手当を支給することとしたときは、当該受給資格者に対してその旨を知らせるとともに、必要な事項を受給資格者証に記載するものとする。

(法第三十三条第五項の厚生労働省令で定める受給期間についての調整)

第四十八条の三 法第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者であつて法第二十八条第一項に規定する延長給付を受けるものに関する法第二十四条第三項及び第四項、法第二十四条の二第四項、法第二十五条第四項並びに法第二十七条第三項の規定の適用については、法第二十四条第三項中「第二十条第一項及び第二項」とあるのは「第三十三条第三項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第四項中「第二十条第一項及び第二項」とあるのは「第三十三条第三項」と、「これら」とあるのは「同項」と、「同条第一項及び第二項」とあるのは「同条第三項」と、法第二十四条の二第四項、法第二十五条第四項及び法第二十七条第三項中「第二十条第一項及び第二項」とあるのは「第三十三条第三項」と、「これら」とあるのは「同項」とする。

2 (略)

(法第五十七条第四項の規定による受給期間についての調整)

(新設)

(法第三十三条第五項の厚生労働省令で定める受給期間についての調整)

第四十八条の三 法第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者であつて法第二十八条第一項に規定する延長給付を受けるものに関する法第二十四条第三項及び第四項、法第二十五条第四項並びに法第二十七条第三項の規定の適用については、法第二十四条第三項中「第二十条第一項及び第二項」とあるのは「第三十三条第三項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第四項中「第二十条第一項及び第二項」とあるのは「第三十三条第三項」と、「これら」とあるのは「同項」と、「同条第一項及び第二項」とあるのは「同条第三項」と、法第二十五条第四項及び法第二十七条第三項中「第二十条第一項及び第二項」とあるのは「第三十三条第三項」と、「これら」とあるのは「同項」とする。

2 (略)

(法第五十七条第四項の規定による受給期間についての調整)

第八十五条の五 法第五十七条第一項の規定に該当する受給資格者であつて法第二十八条第一項に規定する延長給付を受けるものに関する法第二十四条第三項及び第四項、法第二十四条の二第四項、法第二十五条第四項並びに法第二十七条第三項の規定の適用については、法第二十四条第三項中「第二十条第一項及び第二項」とあるのは「第五十七条第一項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第四項中「第二十条第一項及び第二項」とあるのは「第五十七条第一項」と、「これら」とあるのは「同項」と、「同条第一項及び第二項」とあるのは「同条第一項」と、法第二十四条の二第四項、法第二十五条第四項及び法第二十七条第三項中「第二十条第一項及び第二項」とあるのは「第五十七条第一項」と、「これら」とあるのは「同項」とする。

2 (略)

(短期訓練受講費の支給要件)

第百条の二 短期訓練受講費は、受給資格者等が公共職業安定所の職業指導により再就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合(法第二十一条の規定による期間が経過した後に当該教育訓練を開始した場合に限る。)において、当該教育訓練の受講のために支払った費用(入学科(受講の開始に際し納付する料金をいう。以下同じ。))及び受講料に限る。次条及び第百条の四において同じ。)について教育訓練給付金の支給を受けていな

第八十五条の五 法第五十七条第一項の規定に該当する受給資格者であつて法第二十八条第一項に規定する延長給付を受けるものに関する法第二十四条第三項及び第四項、法第二十五条第四項並びに法第二十七条第三項の規定の適用については、法第二十四条第三項中「第二十条第一項及び第二項」とあるのは「第五十七条第一項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第四項中「第二十条第一項及び第二項」とあるのは「第五十七条第一項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第一項及び第二項」とあるのは「同条第一項」と、法第二十五条第四項及び法第二十七条第三項中「第二十条第一項及び第二項」とあるのは「第五十七条第一項」と、「これら」とあるのは「同項」とする。

2 (略)

(短期訓練受講費の支給要件)

第百条の二 短期訓練受講費は、受給資格者等が公共職業安定所の職業指導により再就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合において、当該教育訓練の受講のために支払った費用(入学科(受講の開始に際し納付する料金をいう。以下同じ。))及び受講料に限る。次条及び第百条の四において同じ。)について教育訓練給付金の支給を受けていないときに、厚生労働大臣の定める基準に従つて、支給するものとする。

いときに、厚生労働大臣の定める基準に従つて、支給するものとする。

(求職活動関係役務利用費の支給要件)

第百条の六 求職活動関係役務利用費は、受給資格者等が求人者との面接等をし、又は法第六十条の二第一項の教育訓練給付金の支給に係る教育訓練若しくは短期訓練受講費の支給に係る教育訓練、公共職業訓練等若しくは職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第四条第二項に規定する認定職業訓練(次条及び第百条の人において「求職活動関係役務利用費対象訓練」という。)を受講するため、その子に関して、次の各号に掲げる役務(以下「保育等サービス」という。)を利用して、次の各号に掲げる役務(以下「保育等サービス」という。)を利用する場合(法第二十一条の規定による期間が経過した後保育等サービスを利用する場合に限る。)に支給するものとする。

一 三 (略)

(障害者雇用促進等助成金)

第百十八条の三 (略)

2 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 六十五歳未満の求職者(職場適応訓練受講求職者を除く。)で

ある発達障害者又は難治性疾患を有するもの(身体障害者、知的

(求職活動関係役務利用費の支給要件)

第百条の六 求職活動関係役務利用費は、受給資格者等が求人者との面接等をし、又は法第六十条の二第一項の教育訓練給付金の支給に係る教育訓練若しくは短期訓練受講費の支給に係る教育訓練、公共職業訓練等若しくは職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第四条第二項に規定する認定職業訓練(次条及び第百条の人において「求職活動関係役務利用費対象訓練」という。)を受講するため、その子に関して、次の各号に掲げる役務(以下「保育等サービス」という。)を利用して、次の各号に掲げる役務(以下「保育等サービス」という。)を利用する場合に支給するものとする。

一 三 (略)

(障害者雇用促進等助成金)

第百十八条の三 (略)

2 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 六十五歳未満の求職者(職場適応訓練受講求職者を除く。)で

ある発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条に

障害者又は精神障害者である者を除く。)を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。 )の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

ロ〜へ (略)

二 (略)

3〜10 (略)

(船員に関する特例)

第四百四十四条の二 被保険者又は被保険者であつた者が法第六条第五号に規定する船員(以下「船員」という。)である場合においては、第十七条の二第一項及び第四項、第十七条の三、第十七条の四、第二十一条第一項、第二十四条第一項、第三十二条、第三十八条の三第二号、第四十三条第一項、第四十七条第一項及び第二項、第五十条第三項、第五十四条、第五十七条第一項、第七十五条第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第七十六条第一項及び第二項、第八十一条第二項、第八十一条の二第二項、第八十二条の二、第八十四条第一項、第九十四条第一項及び第二項、第九十五条、第九十六条、第九十七条第二項、第九十八条第二項、第九十九条第一項、第百条の二、第三百十

規定する発達障害者(以下「発達障害者」という。)又は難治性疾患を有するもの(身体障害者、知的障害者又は精神障害者である者を除く。)を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。)の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

ロ〜へ (略)

二 (略)

3〜10 (略)

(船員に関する特例)

第四百四十四条の二 被保険者又は被保険者であつた者が法第六条第五号に規定する船員(以下「船員」という。)である場合においては、第十七条の二第一項及び第四項、第十七条の三、第十七条の四、第二十一条第一項、第二十四条第一項、第三十二条、第四十三条第一項、第四十七条第一項及び第二項、第五十条第三項、第五十四条、第五十七条第一項、第七十五条第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第七十六条第一項及び第二項、第八十一条第二項、第八十一条の二第二項、第八十二条の二、第八十四条第一項、第九十四条第一項及び第二項、第九十五条、第九十六条、第九十七条第二項、第九十八条第二項、第九十九条第一項、第百条の二、第三百三十条並びに附則第二十条中

条並びに附則第二十条中「公共職業安定所の長」、「公共職業安定所長」又は「公共職業安定所」とあるのは「公共職業安定所又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」、「公共職業安定所長又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」又は「公共職業安定所又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」と、第十八条中「管轄公共職業安定所の長」とあるのは「管轄公共職業安定所又は第一条第五項第一号に掲げる事務についてその対象となる者の住所又は居所を管轄する地方運輸局（以下「管轄地方運輸局」という。）（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」と、第十九条、第二十条第二項、第二十一条第一項、第三項、第四項及び第六項、第二十二條第一項及び第二項、第二十三條、第二十五條第一項、第二十六條第一項、第二十七條第一項、第二十八條第一項、第二十八條の二第一項、第二十九條、第三十條、第三十一条第一項、第六項及び第七項、第三十一条の三第一項及び第三項、第三十八條、第三十八條の六、第四十一条、第四十二条、第四十三条第二項、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項、第四十九條第一項及び第二項、第五十条第一項、第三項及び第四項、第五十

「公共職業安定所の長」、「公共職業安定所長」又は「公共職業安定所」とあるのは「公共職業安定所又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」、「公共職業安定所長又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」又は「公共職業安定所又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」と、第十八条中「管轄公共職業安定所の長」とあるのは「管轄公共職業安定所又は第一条第五項第一号に掲げる事務についてその対象となる者の住所又は居所を管轄する地方運輸局（以下「管轄地方運輸局」という。）（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」と、第十九條、第二十条第二項、第二十一条第一項、第三項、第四項及び第六項、第二十二條第一項及び第二項、第二十三條、第二十五條第一項、第二十六條第一項、第二十七條第一項、第二十八條第一項、第二十八條の二第一項、第二十九條、第三十條、第三十一条第一項、第六項及び第七項、第三十一条の三第一項及び第三項、第三十八條、第四十一条、第四十二条、第四十三条第二項、第四十六條第一項、第四十九條第一項及び第二項、第五十条第一項、第三項及び第四項、第五十四條第一項及び第三項、第六十一条第二項

四條第一項及び第三項、第六十一條第二項、第六十三條第二項、第六十四條、第六十五條の四、第六十八條、第六十九條、第七十條第二項、第七十六條第三項及び第四項、第七十八條第一項及び第二項、第七十九條第一項から第五項まで、第八十一條第三項、第八十一條の二第三項、第八十二條の五第一項、第八十二條の六、第八十二條の七第一項、第八十三條、第八十三條の四、第八十三條の五、第八十四條第一項、第八十五條、第八十六條、第九十二條第一項及び第二項、第九十三條、第九十七條第二項、第九十九條第一項から第三項まで、第百條、第百條の四第一項、第百條の五、第百條の八第一項並びに附則第二十三條中「管轄公共職業安定所」又は「管轄公共職業安定所の長」とあるのは「管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」と、第二十八條第一項中「管轄公共職業安定所の長が」とあるのは「管轄公共職業安定所若しくは管轄地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長が」と、第三十一條の二中「六十歳」とあるのは「五十歳」と、第三十四條第二号中「事業所において、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十七條第一項の規定による離職に係る大量の雇用変動の届出がされたため離職した者」とあるのは「船舶所有

、第六十三條第二項、第六十四條、第六十五條の四、第六十八條、第七十條第二項、第七十六條第三項及び第四項、第七十八條第一項及び第二項、第七十九條第一項から第五項まで、第八十一條第三項、第八十一條の二第三項、第八十二條の五第一項、第八十二條の六、第八十二條の七第一項、第八十三條、第八十三條の四、第八十三條の五、第八十四條第一項、第八十五條、第八十六條、第九十二條第一項及び第二項、第九十三條、第九十七條第二項、第九十九條第一項から第三項まで、第百條、第百條の四第一項、第百條の五、第百條の八第一項並びに附則第二十三條中「管轄公共職業安定所」又は「管轄公共職業安定所の長」とあるのは「管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」と、第二十八條第一項中「管轄公共職業安定所の長が」とあるのは「管轄公共職業安定所若しくは管轄地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長が」と、第三十一條の二中「六十歳」とあるのは「五十歳」と、第三十四條第二号中「事業所において、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十七條第一項の規定による離職に係る大量の雇用変動の届出がされたため離職した者」とあるのは「船舶所有者の都合により離職する被保険者の数が一

者の都合により離職する被保険者の数が一月以内の期間に三十人以上となつたことにより離職した者」と、「離職したため離職した者」とあるのは「離職したため離職した者その他これらに準ずる理由として公共職業安定所又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長が認めるものが生じたことにより離職した者」と、同条第四号中「事業所の移転」とあるのは「船舶に乗船すべき場所の変更」と、第三十五条中「理由は、」とあるのは「理由は、被保険者が乗船する船舶の国籍喪失に伴い離職したこと又は」と、同条第五号イ中「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準（平成十年労働省告示第百五十四号）（当該受給資格者が、育児・介護休業法第十七条第一項の小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者であつて同項各号のいずれにも該当しないものである場合にあつては同項、育児・介護休業法第十八条第一項の要介護状態にある対象家族を介護する労働者であつて同項において準用する育児・介護休業法第十七条第一項各号のいずれにも該当しないものである場合にあつては同項）」とあるのは「船員法第六十四条の二第一項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準（平成二十一年国土交通省告示第百九十四号）」と、同条第十号中「事業所において使用者の責めに帰すべき事由により行われた休業」とあるのは「船員法第二条第二項に規定する予備船員（以下「予備船員」という。）である期間（休日を除く。）」と、第七十五条第四項中「公共職業安定所長が」とあるのは「公共職業安

月以内の期間に三十人以上となつたことにより離職した者」と、「離職したため離職した者」とあるのは「離職したため離職した者その他これらに準ずる理由として公共職業安定所又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長が認めるものが生じたことにより離職した者」と、同条第四号中「事業所の移転」とあるのは「船舶に乗船すべき場所の変更」と、第三十五条中「理由は、」とあるのは「理由は、被保険者が乗船する船舶の国籍喪失に伴い離職したこと又は」と、同条第五号イ中「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準（平成十年労働省告示第百五十四号）（当該受給資格者が、育児・介護休業法第十七条第一項の小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者であつて同項各号のいずれにも該当しないものである場合にあつては同項、育児・介護休業法第十八条第一項の要介護状態にある対象家族を介護する労働者であつて同項において準用する育児・介護休業法第十七条第一項各号のいずれにも該当しないものである場合にあつては同項）」とあるのは「船員法第六十四条の二第一項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準（平成二十一年国土交通省告示第百九十四号）」と、同条第十号中「事業所において使用者の責めに帰すべき事由により行われた休業」とあるのは「船員法第二条第二項に規定する予備船員（以下「予備船員」という。）である期間（休日を除く。）」と、第七十五条第四項中「公共職業安定所長が」とあるのは「公共職業安定所長若しくは地方運輸局（運輸監理部並

定所長若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長が」と、第八十一条第一項及び第八十一条の二第一項中「公共職業安定所の長又は管轄公共職業安定所の長」とあるのは「公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長又は管轄公共職業安定所若しくは管轄地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」と、第八十二条第一項及び第二項中「公共職業安定所又は」とあるのは「公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）又は」と、同条第一項中「をいう。」とあるのは「又は船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六条第四項に規定する無料船員職業紹介事業者をいう。」と、第八十六条中「公共職業安定所の」とあるのは「公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の」と、第八十六条及び第九十五条第一項中「公共職業安定所長の」とあるのは「公共職業安定所長若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長の」と、

びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長が」と、第八十一条第一項及び第八十一条の二第一項中「公共職業安定所の長又は管轄公共職業安定所の長」とあるのは「公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長又は管轄公共職業安定所若しくは管轄地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」と、第八十二条第一項及び第二項中「公共職業安定所又は」とあるのは「公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）又は」と、同条第一項中「をいう。」とあるのは「又は船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六条第四項に規定する無料船員職業紹介事業者をいう。」と、第八十六条中「公共職業安定所の」とあるのは「公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の」と、第八十六条及び第九十五条第一項中「公共職業安定所長の」とあるのは「公共職業安定所長若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長の」と、第九十五条第一項中「公共職業安定所」

第九十五条第一項中、「公共職業安定所」とあるのは、「公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」と、第一百一条の十一第一項第三号ハ中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「船員法第八十七条第一項若しくは第二項」とする。

2 (略)

附則

（特定求職者雇用開発助成金に関する暫定措置）

第十五条の五 第一百十条の特定求職者雇用開発助成金として、同条に規定するもののほか、当分の間、被災者雇用開発助成金を支給するものとする。

2 被災者雇用開発助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号及び第三号に定める額を支給するものとする。

一 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の発生時に、特定被災区域（東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域であつて、東京都に属するものを除く。以下同じ。）に居住していた六十五歳未満の求職者

とあるのは、「公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」と、第一百一条の十一第一項第三号ハ中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「船員法第八十七条第一項若しくは第二項」とする。

2 (略)

附則

（特定求職者雇用開発助成金に関する暫定措置）

第十五条の五 第一百十条の特定求職者雇用開発助成金として、同条に規定するもののほか、当分の間、被災者雇用開発助成金を支給するものとする。

2 被災者雇用開発助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号及び第三号に定める額を支給するものとする。

一 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の発生時に、特定被災区域（東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域であつて、東京都に属するものを除く。以下同じ。）に居

(第百十条第二項第一号イの職場適応訓練受講求職者を除き、(1)又は(2)のいずれかに該当する求職者に限る。)又は特定被災区域において就業をしており、当該震災により離職を余儀なくされた六十五歳未満の求職者(同号イの職場適応訓練受講求職者を除き、(1)又は(2)のいずれかに該当する者に限る。)を、公共職業安定所、地方運輸局(運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下このイにおいて同じ。)又は職業紹介事業者等(被災者雇用開発助成金の支給に關し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。以下このイにおいて同じ。)の紹介により、継続して雇用する労働者(一年以上雇用されることが見込まれる者に限る。)として雇い入れる事業主であること。

(1)・(2) (略)

ロ・ホ (略)

二・三 (略)

3～5 (略)

(法附則第四条の厚生労働省令で定める者)

第十八条 法附則第四条の厚生労働省令で定める者は、第十九条の二第

一号に掲げる理由により離職した者とする。

(削る)

住していた六十五歳未満の求職者(第百十条第二項第一号イの職場適応訓練受講求職者を除き、(1)又は(2)のいずれかに該当する求職者に限る。)又は特定被災区域において就業をしており、当該震災により離職を余儀なくされた六十五歳未満の求職者(同号イの職場適応訓練受講求職者を除き、(1)又は(2)のいずれかに該当する者に限る。)を、公共職業安定所、地方運輸局(運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下このイにおいて同じ。)又は職業紹介事業者等(被災者雇用開発助成金の支給に關し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。以下このイにおいて同じ。)の紹介により、継続して雇用する労働者(一年以上雇用されることが見込まれる者に限る。)として雇い入れる事業主であること。

(1)・(2) (略)

ロ・ホ (略)

二・三 (略)

3～5 (略)

(法附則第四条の厚生労働省令で定める者)

第十八条 法附則第四条の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 第十九条の二第一号に掲げる理由により離職した者

(削る)

(法附則第五条第一項の厚生労働省令で定める者)

第十九条 (略)

第二十条 削除

二 第十九条の二第二号に掲げる理由により離職した者(法第十三条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により基本手当の支給を受けることができる資格を有することとなる者に限る。)

(法附則第五条第一項の厚生労働省令で定める者)

第十九条 法附則第五条第一項の厚生労働省令で定める者は、第十九条の二第一号に掲げる理由により離職した者とする。

(法附則第五条第一項第一号の厚生労働省令で定める基準)

第二十条 法附則第五条第一項第一号の厚生労働省令で定める基準は、受給資格者が次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 法附則第五条第一項第一号イに掲げる者にあつては、安定した職業に就いた経験が少なく、離職又は転職を繰り返していること。
- 二 特に誠実かつ熱心に求職活動を行つているにもかかわらず、法第二十二條第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる日までに職業に就くことができる見込みがなく、かつ、特に職業指導その他再就職の援助を行う必要があると認められること。

三 当該受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること及び公共職業安定所が行う再就職を指導するために必要な職業

指導を受けることを拒んだことがないこと。

(法附則第五条第一項の厚生労働省令で定める基準)

第二十一条 法附則第五条第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 四半期ごとに公表される労働力調査の直近の結果によるその地域に係る労働力人口に対する最近一箇月における当該地域内に居住する求職者（次号において「地域求職者」という。）の数の割合が、当該労働力調査の平成二十一年一月時点の結果による全国の労働力人口に対する同月時点における全国の求職者の数の割合以上であること。

二 最近一箇月における地域求職者の数に対するその地域内に所在する事業所に係る求人の数の比率が平成二十一年一月時点における全国の求職者の数に対する同月時点における全国に所在する事業所に係る求人の数の比率以下であること。

三 最近一箇月におけるその地域において基本手当の支給を受けた受給資格者の数を、当該受給資格者の数に当該各月の末日における被保険者（高齢被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この号において同じ。）の数を加えた数で除して得た率が、平成二十一年一月時点における全国における基本手当の支給を受けた受給資格者の数を、当該受給資格者の数に同月の末日における被保険者の数を加えた数で除して得た率の平均以上であること。

(法附則第五条第一項第一号の厚生労働省令で定める基準)

第二十一条 法附則第五条第一項第一号の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 四半期ごとに公表される労働力調査の直近の結果によるその地域に係る労働力人口に対する最近一箇月における当該地域内に居住する求職者（次号において「地域求職者」という。）の数の割合が、当該労働力調査の平成二十一年一月時点の結果による全国の労働力人口に対する同月時点における全国の求職者の数の割合以上であること。

二 最近一箇月における地域求職者の数に対するその地域内に所在する事業所に係る求人の数の比率が平成二十一年一月時点における全国の求職者の数に対する同月時点における全国に所在する事業所に係る求人の数の比率以下であること。

三 最近一箇月におけるその地域において基本手当の支給を受けた受給資格者の数を、当該受給資格者の数に当該各月の末日における被保険者（高齢被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この号において同じ。）の数を加えた数で除して得た率が、平成二十一年一月時点における全国における基本手当の支給を受けた受給資格者の数を、当該受給資格者の数に同月の末日における被保険者の数を加えた数で除して得た率の平均以上であること。

四 最近一箇月において、その地域を管轄する公共職業安定所において求職の登録をした者であつて就職したもの（公共職業安定所の紹介した職業に就いた者に限る。以下この号において「求職登録就職者」という。）のうち、その地域において就職した者の割合が百分の五十に満たない地域にあつては、当該地域以外の地域であつて、求職登録就職者の数が最も多いものが前三号のいずれにも該当するもの。

（法附則第五条第一項の適用に係る法第三十三条第五項の厚生労働省令で定める受給期間についての調整等）

第二十二条 法附則第五条第一項の規定の適用がある場合における第四十八条の三第一項及び第八十五条の五第一項の規定の適用については、「並びに法第二十七条第三項」とあるのは「並びに法第二十七条第三項並びに法附則第五条第三項」と、  
「及び法第二十七条第三項」とあるのは「及び法第二十七条第三項」とする。

（新設）

（法附則第五条第一項第二号の厚生労働省令で定める基準）

第二十二条 法附則第五条第一項第二号の厚生労働省令で定める基準は、附則第二十条第二号に該当し、特に誠実かつ熱心に求職活動を行っているにもかかわらず、法第二十二條第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる日までに職業に就くことができる見込みがなく、かつ、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 安定した職業に就いた経験が少なく、離職又は転職を繰り返していること。
- 二 産業構造、労働市場の状況等からみて、再就職のために、その者が従事していた職種を転換する等の必要があること。
- 三 前二号に掲げる基準のほか、公共職業安定所の職業指導を受けなければ、その者が適切な職業選択を行うことが著しく困難となること。

(法附則第十条第一項の厚生労働省令で定める者)

第二十三条の二 法附則第十条第一項の厚生労働省令で定める者は、第十九条の二第一号に掲げる理由により離職した者とする。

(新設)

改正案	現行
<p>第十三条の二 法第十八条の二の規定による特定地方公共団体又は職業紹介事業者の職業紹介事業の業務に係る情報の提供は、当該特定地方公共団体又は職業紹介事業者が、公共職業安定所に対し、求職者又は求人者に提供することを求める情報について行うものとする。</p> <p>2 法第十八条の二の厚生労働省令で定めるものは、法第三十二条の九第二項（法第三十三条第四項、第三十三条の二第七項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により職業紹介事業の全部又は一部の停止を命じられている者及び法第四十八条の三の規定により業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命じられている者（当該必要な措置を講じていない者に限る。）とする。</p> <p>（法第三十三条の三に関する事項）</p> <p>第二十五条の三（略）</p> <p>2 第十八条第一項、第二項及び第四項、第二十三条第一項から第六項まで、第二十四条、第二十四条の四第一項及び第三項並びに第二十四条の五から第二十四条の八までの規定は、法第三十三条の三第一項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした法人について準用す</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（法第三十三条の三に関する事項）</p> <p>第二十五条の三（略）</p> <p>2 第十八条第一項、第二項及び第四項、第二十三条第一項から第六項まで、第二十四条、第二十四条の四第一項及び第三項並びに第二十四条の五から第二十四条の八までの規定は、法第三十三条の三第一項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした法人について準用す</p>



3 法第三十三条の三第二項において準用する法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(削る)

三 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ (略)

ロ 当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理に係る前

二号に掲げる書類(法定代理人の役員が未成年者で職業紹介に関し営業の許可を受けていない場合にあっては、当該役員の代理人(法人に限る。)に係る前二号に掲げる書類又は当該役法定代理人(個人に限る。)の住民票の写し及び履歴書を含む。)

四〇九 (略)

4 派遣元事業主等が法第三十三条の三第一項の規定による届出をするとき又は労働者派遣事業の許可を受けようとする者が同時に同項の規定による届出をするときは、前項第一号から第三号までに掲げる書類を添付することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該者に係る労働者派遣事業の許可の申請、労働者派遣法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新の申請又は労働者派遣法第十一条第一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない場合における当該書類については、この限りでない。

3 法第三十三条の三第二項において準用する法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 役員の住民票の写し及び履歴書

四 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ (略)

ロ 当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理に係る第

一号から前号までに掲げる書類(法定代理人の役員が未成年者で職業紹介に関し営業の許可を受けていない場合にあっては、当該役員の代理人(法人に限る。)に係る第一号から前号までに掲げる書類又は当該役法定代理人(個人に限る。)の住民票の写し及び履歴書を含む。)

五〇十 (略)

4 派遣元事業主等が法第三十三条の三第一項の規定による届出をするとき又は労働者派遣事業の許可を受けようとする者が同時に同項の規定による届出をするときは、前項第一号から第四号までに掲げる書類を添付することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該者に係る労働者派遣事業の許可の申請、労働者派遣法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新の申請又は労働者派遣法第十一条第一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない場合における当該書類については、この限りでない。

5

(略)

5

(略)

改正案	現行
<p>（就職促進手当）</p> <p>第一条の四 法第十八条第一号に掲げる給付金（以下「就職促進手当」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、支給するものとする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 就職促進手当は、第一項各号のいずれかに該当する者の賃金日額（その算定については、雇用保険法第十七条の賃金日額の算定方法に準じて厚生労働省職業安定局長が定めるところによるものとし、算定した賃金日額が四千九百二十円（その額が第五項の規定により変更されたときは、その変更された額。同項において「賃金日額の最低額」という。）を下るときはその額とする。）に百分の五十（四千九百二十円以上一万二千九十円以下の賃金日額（その額が同項の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率を減じた率）を乗じて得た金額を日額とする。ただし、事業主に雇用されたことがないことその他これに準ずる理由により当該日額によることのできない者に</p>	<p>（就職促進手当）</p> <p>第一条の四 法第十八条第一号に掲げる給付金（以下「就職促進手当」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、支給するものとする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 就職促進手当は、第一項各号のいずれかに該当する者の賃金日額（その算定については、雇用保険法第十七条の賃金日額の算定方法に準じて厚生労働省職業安定局長が定めるところによるものとし、算定した賃金日額が四千六百四十円（その額が第五項の規定により変更されたときは、その変更された額。同項において「賃金日額の最低額」という。）を下るときはその額とする。）に百分の五十（四千六百四十円以上一万七千四百四十円以下の賃金日額（その額が同項の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率を減じた率）を乗じて得た金額を日額とする。ただし、事業主に雇用されたことがないことその他これに準ずる理由により当該日額によることのできない者に</p>

係る就職促進手当の日額は、その者の居住する地域の区分に応じて厚生労働大臣が定める金額（その者が公共職業安定所の指示により就職活動を行った日については、その額に厚生労働大臣が定める額を加算した額）とする。

一 百分の三十

二 賃金日額から四千九百二十円（その額が第五項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この号において同じ。）を減じた額を一万二千九十円（その額が同項の規定により変更されたときは、その変更された額）から四千九百二十円を減じた額で除して得た率

4 前項の規定にかかわらず、算定した就職促進手当の日額が五千八百二十円を超えるときは、その額を就職促進手当の日額とする。

5 厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下この項及び第八項において同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額の四月分から翌年三月分までの各月分の合計額を十二で除して得た額をいう。以下この項及び第八項において同じ。）が平成二十七年四月一日から始まる年度（この項の規定により自動変更対象額（賃金日額の最低額及び第三項の規定による就職促進手当の日額の算定に当たつて、百分の八十から百分の五十までの率を乗ずる賃金日額の範囲となる額をいう。）が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その

に係る就職促進手当の日額は、その者の居住する地域の区分に応じて厚生労働大臣が定める金額（その者が公共職業安定所の指示により就職活動を行った日については、その額に厚生労働大臣が定める額を加算した額）とする。

一 百分の三十

二 賃金日額から四千六百四十円（その額が第五項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この号において同じ。）を減じた額を一万千七百四十円（その額が同項の規定により変更されたときは、その変更された額）から四千六百四十円を減じた額で除して得た率

4 前項の規定にかかわらず、算定した就職促進手当の日額が五千八百二十円を超えるときは、その額を就職促進手当の日額とする。

5 厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下この項及び第八項において同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額の四月分から翌年三月分までの各月分の合計額を十二で除して得た額をいう。以下この項及び第八項において同じ。）が平成二十一年四月一日から始まる年度（この項の規定により自動変更対象額（賃金日額の最低額及び第三項の規定による就職促進手当の日額の算定に当たつて、百分の八十から百分の五十までの率を乗ずる賃金日額の範囲となる額をいう。）が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その

上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

6 (略)

7 前二項の規定に基づき算定された各年度の八月一日以後に適用される自動変更対象額のうち、最低賃金日額（当該年度の四月一日に効力を有する最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）第九条第一項に規定する地域別最低賃金の額について、一定の地域ごとの額を労働者の人数により加重平均して算定した額に二十を乗じて得た額を七で除して得た額とする。以下この項において同じ。）に達しないものは、当該年度の八月一日以後、当該最低賃金日額とする。

8 就職促進手当の支給を受けることができる者が自己の労働によつて収入を得た場合において、その収入の一日分に相当する額から千二百八十二円（その額が次項の規定により変更されたときは、その変更された額。同項において「控除額」という。）を控除した残りの額とそれの者に支給される就職促進手当の日額との合計額が第三項に規定する賃金日額の百分の八十に相当する額又は同項ただし書に規定するその者の居住する地域の区分に応じて厚生労働大臣が定める金額を超えないときは、就職促進手当の日額の全額を支給し、その合計額が当該賃金日額の百分の八十に相当する額又は当該厚生労働大臣が定める金額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その超過額を就職促進手当の日額から控除した残りの額を支給し、その超過額が就職促進手当の日額を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、就職促進手当は

上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

6 (略)

(新設)

7 就職促進手当の支給を受けることができる者が自己の労働によつて収入を得た場合において、その収入の一日分に相当する額から千二百九十五円（その額が次項の規定により変更されたときは、その変更された額。同項において「控除額」という。）を控除した残りの額とそれの者に支給される就職促進手当の日額との合計額が第三項に規定する賃金日額の百分の八十に相当する額又は同項ただし書に規定するその者の居住する地域の区分に応じて厚生労働大臣が定める金額を超えないときは、就職促進手当の日額の全額を支給し、その合計額が当該賃金日額の百分の八十に相当する額又は当該厚生労働大臣が定める金額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その超過額を就職促進手当の日額から控除した残りの額を支給し、その超過額が就職促進手当の日額を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、就職促進手当は

支給しない。

9| 厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十七年四月一日から始  
まる年度（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当  
該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つ  
た場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、そ  
の翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。

10|  
15| (略)

支給しない。

8| 厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十一年四月一日から始  
まる年度（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当  
該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つ  
た場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、そ  
の翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。

9|  
14| (略)

○ 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令（昭和四十七年労働省令第九号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（一般保険料の額の算定等に関する特例）            第十七条（略）</p>	<p>（一般保険料の額の算定等に関する特例）            第十七条 徴収法第三十九条第一項に規定する事業以外の事業であつて、雇用保険法の適用を受けない者又は徴収法第十一条の二に規定する高年齢労働者のうち雇用保険法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者以外の者を使用するものについては、当該事業を労災保険に係る保険関係及び雇用保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなして一般保険料の額を算定するものとする。</p> <p>2 前項の事業に係る一般保険料の納付については、当該事業であつて労災保険に係る保険関係に係るものについての一般保険料及び当該事業であつて雇用保険に係る保険関係に係るものについての一般保険料を、それぞれ、一の事業についての一般保険料のうち、徴収法第十二条第一項第一号の労災保険率に应ずる部分及び同号の雇用保険率（その率が徴収法第十二条第五項の規定により変更されたときは、その変更された率）に应ずる部分とみなす。</p> <p>3 徴収法施行規則第七十一条の規定は、第一項の事業に使用される労働者について準用する。</p>

附則

1 | この省令は、徴収法の施行の日（昭和四十七年四月一日）から施行する。

2 | 平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度における第十七条第二項の規定の適用については、同項中「第十二条第五項」とあるのは、「附則第十一条第二項の規定により読み替えて適用する徴収法第十二条第五項」とする。

附則

この省令は、徴収法の施行の日（昭和四十七年四月一日）から施行する。

（新設）

○ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">（職業安定法施行規則の特例）</p> <p>第十九条の二 建設業務有料職業紹介事業に関する職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第十三条の二第二項の規定の適用については、同項中「法第三十二条の九第二項（法第三十三条第四項、第三十三条の二第七項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第二十七条第二項」とする。</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p>

○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第五十七号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（雇用保険の基本手当の給付日数の延長の通知）</p> <p>第二十二條 公共職業安定所長は、法第八十二條第一項に規定する受給資格者に対して、雇用保険法第二十四條の二第一項の規定に基づき基本手当を支給することとしたときは、まず、法第八十二條第一項の規定の適用がないとしたならば雇用保険法第二十四條の二第一項及び第三項の規定により所定給付日数を超えて基本手当を支給されることとなる日数を当該受給資格者に対して知らせるとともに、必要な事項を雇用保険受給資格者証に記載するものとする。その後、当該受給資格者が同条第一項第三号に該当すると認めるときは、法第八十二條第一項の規定による読み替え後の雇用保険法第二十四條の二第三項第一号の規定により当該受給資格者に対して支給されることとなる基本手当の日数のうち、前段の規定により既に知らせた日数を除いた日数を当該受給資格者に対して知らせるとともに、必要な事項を雇用保険受給資格者証に記載するものとする。</p>	<p>（雇用保険の基本手当の給付日数の延長の通知）</p> <p>第二十二條 公共職業安定所長は、法第八十二條第一項に規定する受給資格者に対して、雇用保険法附則第五條第一項の規定に基づき基本手当を支給することとしたときは、まず、法第八十二條第一項の規定の適用がないとしたならば雇用保険法附則第五條第一項及び第二項の規定により所定給付日数を超えて基本手当を支給されることとなる日数を当該受給資格者に対して知らせるとともに、必要な事項を雇用保険受給資格者証に記載するものとする。その後、当該受給資格者が同条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、法第八十二條第一項の規定による読み替え後の雇用保険法附則第五條第二項の規定により当該受給資格者に対して支給されることとなる基本手当の日数のうち、前段の規定により既に知らせた日数を除いた日数を当該受給資格者に対して知らせるとともに、必要な事項を雇用保険受給資格者証に記載するものとする。</p>